

特定技能外国人の受入企業と雇用契約の基準

1) 特定技能雇用契約の適正な履行確保のための基準

① 業種横断的な共通の要件

業種横断的には、以下の要件が課されます。

○受入れ機関が外国人と雇用契約を結ぶ雇用契約が満たすべき基準（特定技能雇用契約基準）

- ・報酬額が**日本人が従事する場合の額と同等以上**であること
- ・**一時帰国**を希望した場合、**休暇を取得**させること
- ・外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了時の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること

○受入れ機関自体が満たすべき基準

- ・労働、社会保険及び租税に関する**法令を遵守**していること
- ・特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を**非自発的に離職させていない**こと
- ・**行方不明者を発生させていない**こと
- ・欠格事由（前科、暴力団関係、不正行為等）に該当しないこと
- ・労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと（建設業は対象ではない）
- ・保証金を徴収するなど**悪質な紹介業者等の介在がない**こと
- ・報酬を**預貯金口座への振込**等により支払うこと
- ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等（*）
- ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること（*）
- ・支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（*）など

上記のうち(*)を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要

② 建設分野の特性に応じて課される要件

建設業種の特性を踏まえて、建設分野においては、①の業種横断的な要件に加えて、**独自の基準**として、国土交通大臣告示第二条において、以下の3つの要件を満たす必要があることとされました。

1. 一号特定技能外国人の受入れに関する計画について、その内容が適当である旨の**国土交通大臣の認定**を受けていること
2. 前号の認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、**国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認**を受けること
3. 前号に規定するほか、**国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力**を行

うこと

2) 建設特定技能受入計画の認定

建設特定技能受入計画は、特定技能外国人を**受入れようとする企業**が作成します。試験に合格して雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合、いずれの場合であっても、**新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要**です。

具体的な認定要件は、以下のとおりです。

- 一. 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること
 - イ. **建設業法**（昭和二十四年法律第百号）第三条の**許可**を受けていること
 - ロ. **建設キャリアアップシステム**に登録していること
 - ハ. **第十条の登録を受けた法人**又は当該法人を構成する建設業団体に属し、同条第一号イ規定する行動規範を遵守すること
- 二. 建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以降に、**建設業法に基づく監督処分を受けていない**こと
- ホ. 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の**国内人材確保の取組**を行っていること
- 二. 一号特定技能外国人に対し、**同等の技能**を有する日本人が従事する場合と**同額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給**を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること
- 三. 一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該**契約に係る重要事項**について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること
- 四. 一号特定技能外国人の**受入れを開始**し、若しくは**終了**したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく**活動を継続することが困難**となったときは、**国土交通省に報告**を行うこと
- 五. 一号特定技能外国人を**建設キャリアアップシステム**に登録すること
- 六. 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと
- 七. 一号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が**常勤の職員**（一号特定技能外国人、技能実習生及び外国人建設就労者を含まない。）の**総数を超えない**こと
- 八. 一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣の**指定する講習又は研修を受講させる**こと

求人申込みに関する注意

1. 求職者の確保

JAC は日本の建設企業の皆様から求人申込みを受け付けたうえで、ベトナムの送出国機関を通じて、試験免除者及び試験合格者からの求職者を建設企業の皆様にあっせんいたします。

職業紹介事業の性格上、必ずしも毎年試験合格者の人数が、求人者の満足できる試験合格人数とならない場合があります。また、結果として求職者を紹介できない場合があることを事前にご承知おきください。

同様に、試験免除者についても求人数に充足する求職者を確保できない場合があります。これらの点について求人者の方々には、事前にご承知の上で、求人申込みを行っていただきます。

2. 求職者の希望と求人者の希望

JAC は、日本の建設企業の希望並びにベトナムの求職者の希望に添って、就職の斡旋紹介をいたしますが、雇用要件等について双方が納得できないことも生じますことをご承知おきください。

3. 個人情報の取り扱い

JAC は、職業紹介事業所として外国人の個人情報を建設企業の皆様に提供いたしますが、個別の情報の取り扱いに関しては、ご紹介した個人情報を他の建設企業等へ通知提供するなど個人情報保護法に抵触する行為は厳に行わないでいただきます。

4. 無料職業紹介行為

JAC は、無料職業紹介事業所として外国人の求職者を求人企業の皆様にご紹介しますが、建設企業の皆様からの雇用契約並びに雇用条件を求職者に紹介し、雇用契約書並びに雇用条件書の締結まで確認させていただきます。